令和　7　年度

仕　　様　　書

北広島町

		摘	
工　事　番　号			
幹　　線　　名 路　線　名　称		要	
施　工　場　所	北広島町　　地内		
工　　事　　名	林道細見大塚線維持修繕工事【R７】		
工　事　概　要			

北 広 島 町 管 内 図

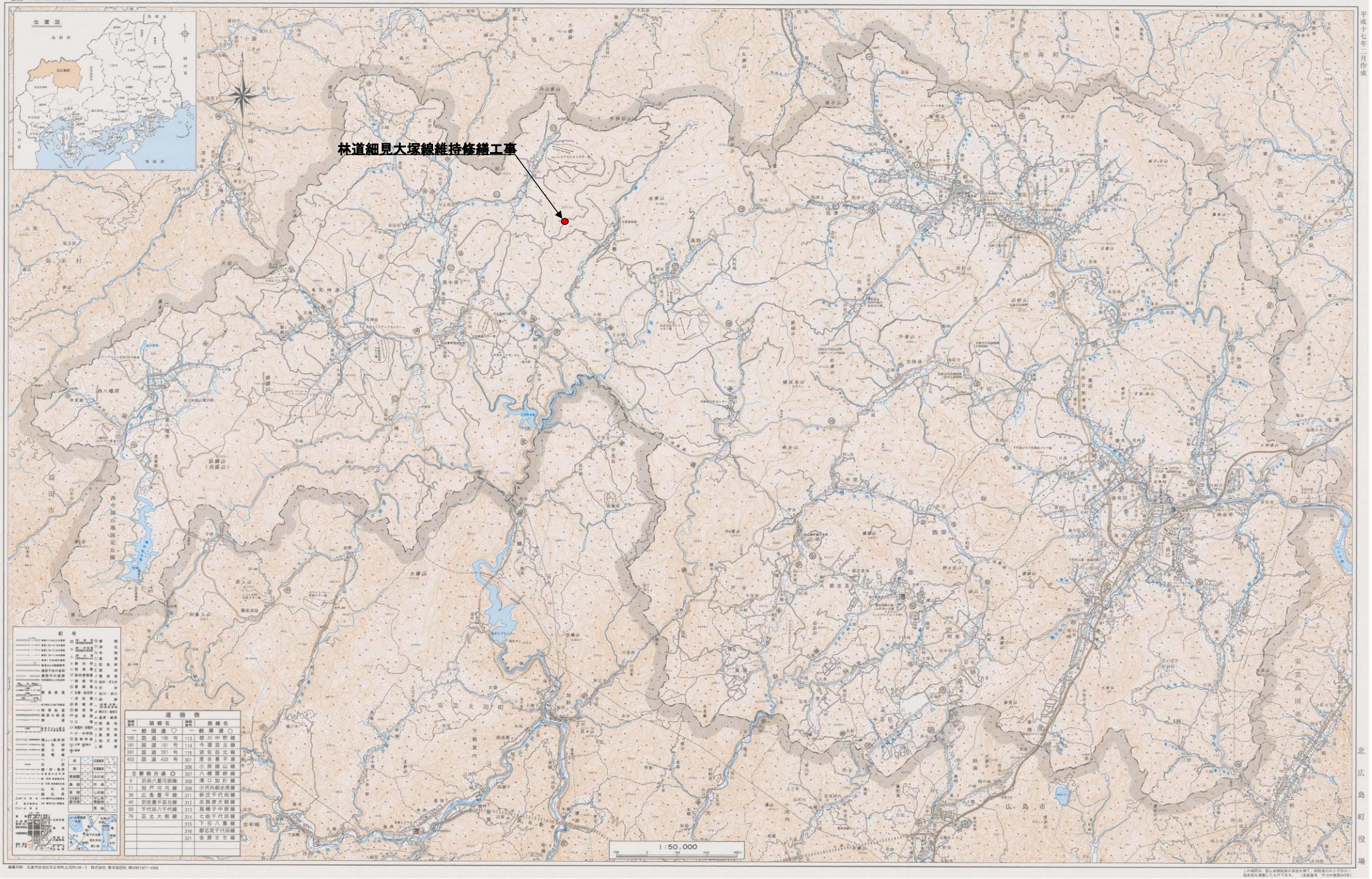

特　記　仕　様　書

第１章　総則

第１節　適用

本特記仕様書に記載のない事項については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和６年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」によるものとする。

第２節　現場代理人の兼務

１　受注者は、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあっては、9,000 万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第１号に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

(1)　兼務する工事が公共工事であること
(2)　兼務する工事件数が本件工事を含め５件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること
(3)　兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
(4)　兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
(5)　(5)　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(4) に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

２　受注者は、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあたっては、9,000 万円）以上に該当し、工事箇所が 10Ｋｍ程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第２項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第１号に必要な書類を添付して、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

(1)　兼務する工事件数が本件工事を含め２件以内であること
(2)　兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
(3)　兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
(4)　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

３　発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場

合は様式第２号により、承認しない場合は様式第３号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

４　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第４号により、その承認を取消すものとする。
(1)　兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
(2)　兼務を承認した日から起算して１４日（北広島町の休日を定める条例（平成 17 年北広島町条例第２号）第１条に規定する休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
(3)　兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
(4)　兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
(5)　著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
(6)　その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき

５　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※　様式については、北広島町のホームページに掲載している。
「北広島町 HP＞事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約、施工関係__各種様式集」建設工事請負契約約款様式

https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/4/1167.html

第３節　現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

１　建設業法第 26 条第３項第１号の規定（以下、「専任特例１号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
(1)　主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
(2)　工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその１日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場間の移動距離がおおむね２時間以内であること。
(3)　下請次数が３を超えないこと。
(4)　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
(5)　工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
(6)　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
(7)　主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
(8)　兼務する工事についても、上記(2)～(7)の要件を全て満たすこと。
(9)　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例１号に係る条件を満たすこと。

２　専任特例１号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項(2)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(6)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

3　建設業法第 26 条第３項第２号の規定（以下、「専任特例２号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
(1)　建設業法施行令第 29 条第１項で定める者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること
(2)　監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること
(3)　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
(4)　監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
(5)　監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、北広島町内かつ工事箇所の間隔が 10ｋｍ程度であること
(6)　監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること
(7)　監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること
(8)　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること
(9)　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例２号に係る条件を満たすこと。

4　専任特例２号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、各施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。

5　建設業法第 26 条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第 26 条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
(1)　配置する営業所（経営業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
(2)　配置する工事現場の数が１であること。
(3)　配置する営業所と工事現場間が、１日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね２時間以内であること。
(4)　下請次数が３を超えないこと。
(5)　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
(6)　工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経営業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
(7)　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
(8)　当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
(9)　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。

6　建設業法第 26 条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第 26 条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者を配置する場合には、前項(3)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(7)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

7　広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和６年８月）広島版」『第１編第１章第３節１－１－３－２　現場代理人の常駐義務の緩和』によらず、次のとおり取り扱う。
監督職員と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第 10 条第３項に

規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

(1)　請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあっては、9,000 万円）未満
(2)　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
(3)　建設工事請負契約約款第 20 条第１項又は第２項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
(4)　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
(5)　上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
(6)　その他、特に発注者が認めた期間

８　広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和６年８月）広島版」『第１編第１章第３節１－１－３－３ 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者』の「５．配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。

５．配置要件

一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第 10 条第１項第２号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。

(1)　下請負金額の総額が 5,000 万円以上、又は設計図書において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
(2)　請負代金 4,500 万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。

第４節　建設副産物

本工事における建設副産物については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版」『第１編第１章第２節１－１－２－１１ 建設副産物』のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

１　再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（５の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

２　計画の掲示及び公表

受注者は、1 の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

３　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から 5 年間保存しなければならない。

４　工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5　建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

(1)　工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2)　再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という）第 12 条第１項、第 16 条第１項、第 30 条第１項又は第 35 条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第 21 条第１項、第 27 条第１項、第 28 条第１項又は第 40 条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3)　上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6　運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7　確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8　確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

9　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

(1)　建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
(2)　建設発生土の搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
(3)　建設発生土の搬出元の名称及び所在地
(4)　建設発生土の搬出量
(5)　建設発生土の搬出が完了した日

１０　建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

１１　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

１２　受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

１３　建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の（1）から（4）のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(1)　国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合

(2)　受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合

(3)　ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード

(4)　９の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第２章　材料

第１節　寒中コンクリート

当該工事における次の対象構造物は寒中コンクリートとして施工し、次のとおり取り扱うこと。

１　対象構造物

令和７年 12 月１日から令和８年２月 28 日までの期間に施工するコンクリート構造物。

ただし、ダムコンクリート（砂防ダムを除く）、トンネル坑内、場所打ちコンクリート杭、均しコンクリートは除く。

２　養生方法

養生方法は給熱養生を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。

３　打設数量の確認

対象構造物のコンクリート打設数量については、施工後、打設図等の数量確認資料を作成し監督職員へ提出すること。

第３章　施工条件

第１節　盛土

１　流用土（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、218.1m3（地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

２　購入土（建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土）

本工事では、28.4m3（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

(1)　当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。

(2)　(1)により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。

(3)　使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第２節　建設副産物

1　アスファルト殻（アスファルト殻を受け入れる再生資源化施設）

当該工事により発生するアスファルト殻は、「アスファルト殻を受け入れる再資源化施設」へ搬出するものとし、次の処分先を見込んでいる。

搬 出 場 所：　北広島町細見字野田ヶ原 352 番地 8 の「あさやま工業(株)　芸北工場」
運 搬 距 離：　10.1 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
受 入 費 用：　1500 円/ｔ
提出調書等：　提出を義務付ける

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、「アスファルト殻を受け入れる再資源化施設」への搬出が困難となった場合は、発注者と請負者が協議するものとする。

第３節　その他

1　漁業協同組合の同意

本工事着手前に漁業協同組合の同意を得ること。

第４章　設計金額

第１節　排出ガス対策型建設機械の使用促進

広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版」『第１編第１章第１節１－１－１－３３　環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、排出ガス対策型（第 2 次基準値）以上の建設機械の使用に努めること。

なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

第５章　その他

1　本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

2　近隣の別工事等の影響により工期内の完了が危ぶまれる可能性が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
林道細見大塚線	1	式				
舗装修繕	1	式				
舗装修繕工	1	式				
舗装版切断 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	10.1	m			第　1 号	
舗装版破砕 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 厚15cm以下	42	m2			第　2 号	
殻運搬 舗装版破砕 機械(騒音対策不要､厚15cm以下)	1.7	m3			第　3 号	
再資源化施設受入費 ｱｽ塊 10t,4t,2t	4	t				
下層路盤(車道･路肩部) 全仕上り厚100mm 1層施工	58.6	m2			第　4 号	
上層路盤(車道･路肩部) 全仕上り厚70mm 1層施工	58.6	m2			第　5 号	
表層(車道･路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度ｱｽｺﾝ(13)	58.6	m2			第　6 号	
アスカーブ 断面積195cm2以上215cm2未満 再生細粒度ｱｽｺﾝ(13)	10	m			第　7 号	
区画線設置 溶融式(手動) 実線15cm	20	m			第　8 号	

北広島町

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
道路付属施設工	1	式				
ガードレール撤去 機械打込+ﾚｰﾙ取付	17	m			第　9 号	
現場発生品及び支給品運搬 ｸﾚｰﾝ装置付2t級 吊能力2.9t	0.27	t			第　10 号	
スクラップ費 鉄　ヘビー　H3	0.27	t				
ガードレール設置 機械打込+ﾚｰﾙ取付	17	m			第　11 号	
プレキャストL型側溝　据付・撤去	10	m			第　12 号	
土工	1	式				
掘削 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 土砂 5,000m3未満	194	m3			第　13 号	
路床盛土 2.5m以上4.0m未満	46	m3			第　14 号	
路体(築堤)盛土 2.5m以上4.0m未満	149	m3			第　15 号	
購入土 工場渡し	28	m3			第　16 号	
盛土法面整形(土羽打) ｸﾛｰﾗ型 山積0.8m3(平積0.6)	103.4	m2			第　17 号	

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
張芝工 耳芝無し	103.4	m2			第 18 号	
呑口工	1	式				
呑口	1	箇所			第 19 号	
ヒューム管(Ｂ形管)据付 外圧管2種 600㎜ 90°巻き 基礎砕石有り	17	m			第 20 号	
ふとんかご 設置 階段式 50cm×120cm	10	m			第 21 号	
止杭打込	4	本			第 22 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

		全 2 葉中 1 番	
路線名	細見大塚線	年 度	令和7年度
事業名	林道細見大塚線維持修繕工事		
施行主体	北広島町	林道区分	その他

平面図

S=1:250

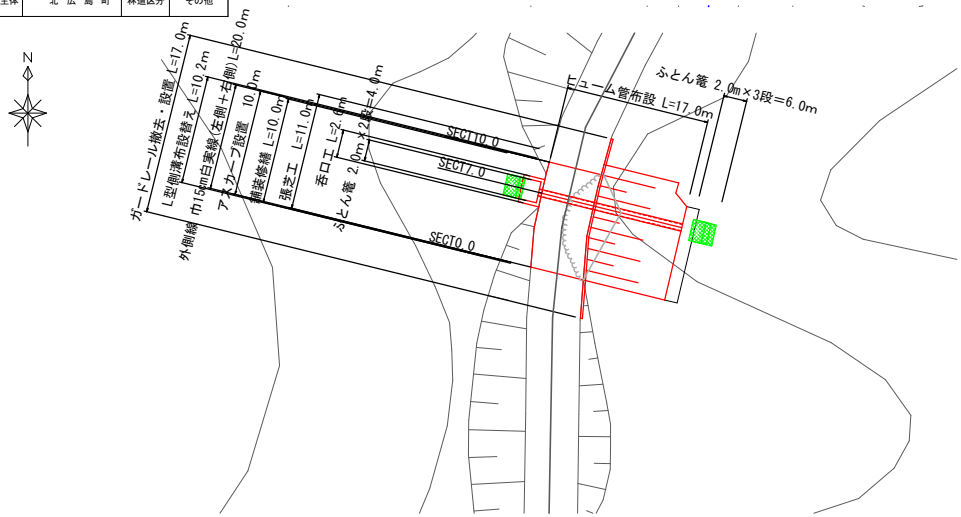

縦断面図

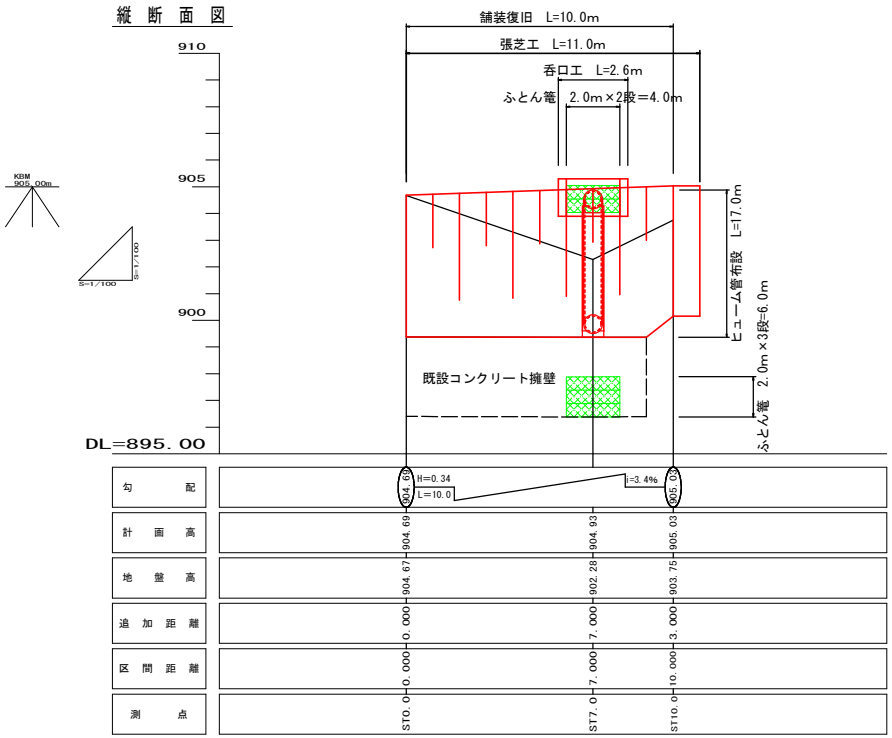

横断面図

S=1:100

SECT10.0

GH=903.75
FH=905.03

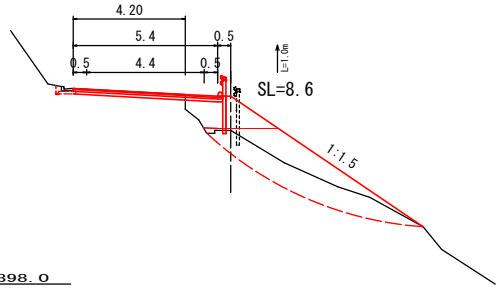

掘削	6.9 m2
盛土(路床)	2.6 m2
盛土(路体)	10.2 m2
法面整形	8.6 m
張芝	8.6 m
As殻掘削積込	4.2 m

SECT7.0

GH=902.28
FH=904.93

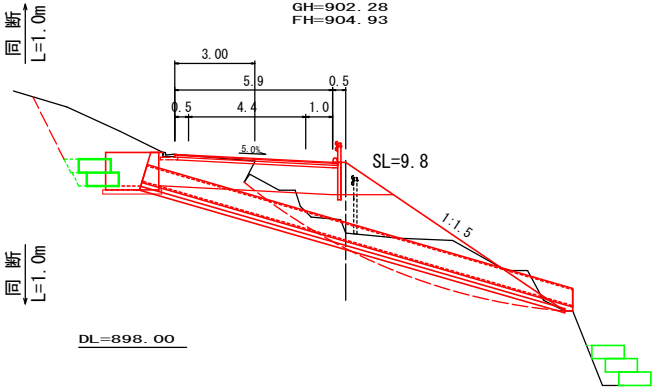

掘削	30.4 m2
盛土(路床)	7.2 m2
盛土(路体)	23.0 m2
法面整形	9.8 m
張芝	9.8 m
As殻掘削積込	3.0 m
ふとん篭埋戻	1.0 m2

SECT.0.0

GH=904.67
FH=904.69

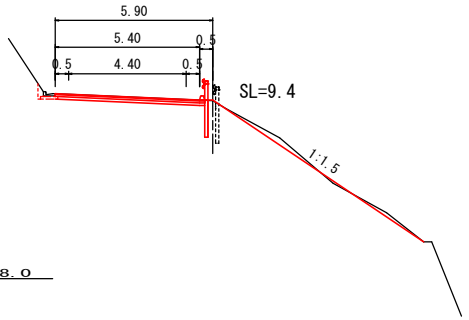

掘削	1.7 m2
盛土(路床)	0.0 m2
盛土(路体)	0.1 m2
法面整形	9.4 m
張芝	9.4 m
As殻掘削積込	5.9 m

		全 2 葉中 2 番	
路線名	細見大塚線	年 度	令和7年度
事業名	林道細見大塚線維持修繕工事		
施行主体	北広島町	林道区分	その他

構 造 図

L型側溝(250B)

S=1:10

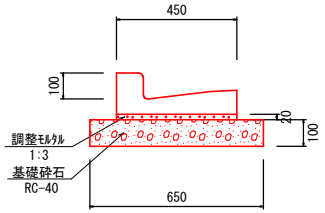

数量表 10m当り

名 称	規 格	単位	数 量
敷モルタル	1:3	m²	0.09
基礎砕石	RC-40 t=100	m³	0.65

ヒューム管(RC２種)コンクリート基礎90° φ600

S=1:20

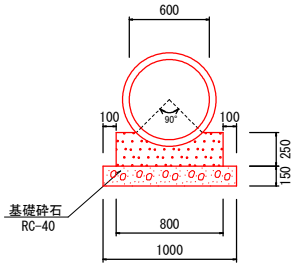

数量表 10m当り

名 称	規 格	単位	数 量
コンクリート	基礎90° t=250	m³	1.6
基礎砕石	RC-40 t=150	m³	1.5

アスカーブ

S=1:10

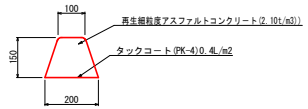

数量表 1m当り

種 別	規 格	単位	数 量
再生細粒度アスコン	13mm	m3	0.023
タックコート	PK-4, 0.4L/m2	m2	0.200

アスファルト舗装構成図

S=1:10

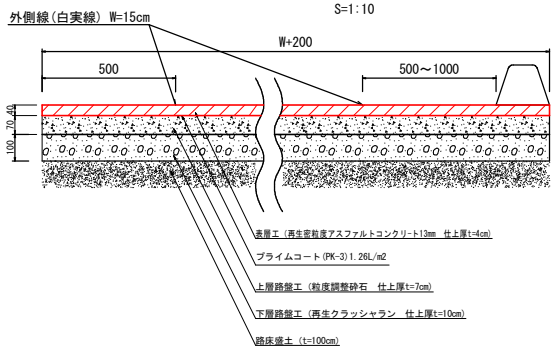

呑口工 (ＳＥＣＴ7.0)

S=1:20

断面図

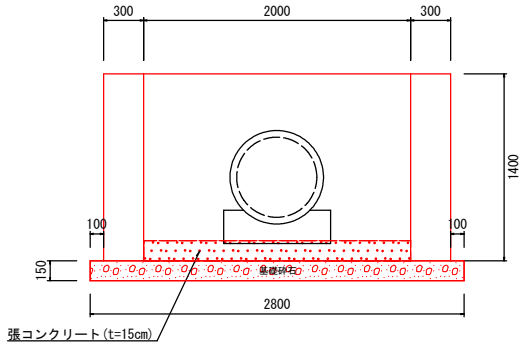

側面図

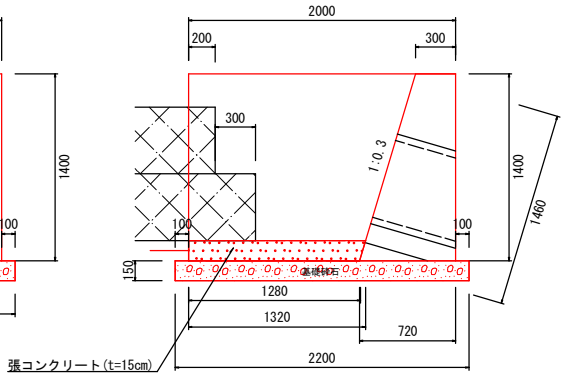

防護柵工 (ガードレール)

正面図(土中用)

S=1:30

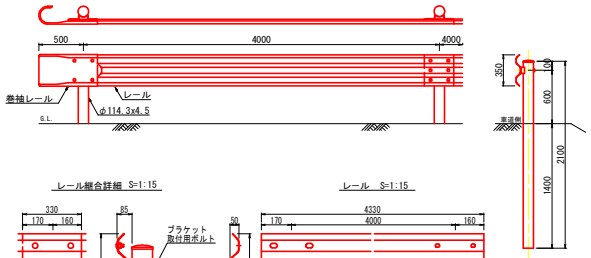

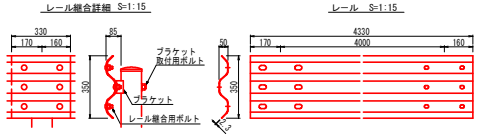

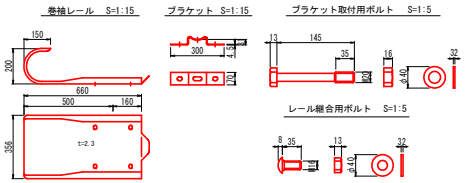

フトン篭

S=1:50

平面図

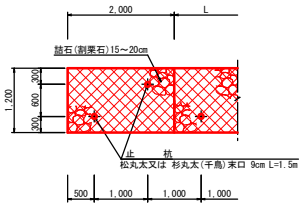

側面図

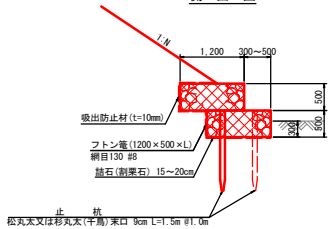

路 肩

S=1:20

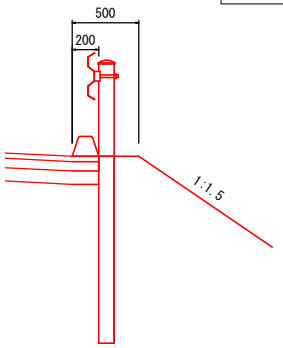

1箇所当り

コンクリート	3.1 m3
型枠	16.3 m2
基礎砕石(RC40)	6.2 m2
張コンクリート	0.4 m3
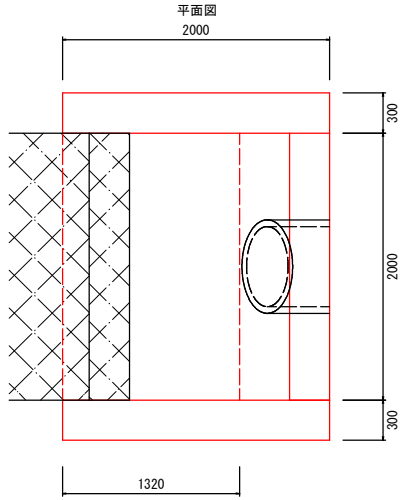
平面図